

- 事務局 本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「第7回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」を開催します。
- お手元の資料を確認させていただきます。会議次第の裏面に配付資料の一覧を記載しており、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)(素案)についての意見募集結果」、続きまして資料2「各構成機関からの意見について」、資料3「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)(素案)からの主な変更点」、資料4「北海道ギャンブル等依存症推進計画(案)について」、これらを配布しております。不足や落丁がありましたら事務局までお知らせください。なお、資料4に別冊としまして資料編をつけていますが、今後追記等を行うこととしておりますので、未定稿という扱いになります。そのため、会議終了後に回収をさせていただきます。また、傍聴者等の皆様には配布をしていませんので、あらかじめご理解をお願いいたします。それでは、次第に沿って進めて参ります。本日の終了時間は概ね20時30分を目処と考えております。円滑な事務の進行にご協力をお願いいたします。それ以降の議事進行につきましては、田辺座長よろしくをお願いいたします。
- 座長 座長をしております北星学園大学の田辺です。それでは、次第に沿って会議を進めて参ります。まず初めに、北海道ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 **【資料1、2に基づき事務局から説明】**
- 座長 只今、事務局の方から修正案の概要等についてご説明ありましたけれども、この件に関してご意見とかご質問ございますでしょうか。
- 北海道消費生活支援センター 北海道消費生活支援センターです。教えていただきたいのですが、計画の29ページの新しくなった体系図ですが、発症予防の一次の取組のところにある未成年者の普及啓発が入っていましたが、未成年者それから学校教育等となっております。その下が職場になっていて、前にこちらの方で質問した、例えば、主婦や高齢者、またここに未成年者とした場合に成年になっている学生は高校の方になると思いますが、成人になった大学生とか専門学校生とか、その人たちはどこで啓発されるのでしょうか。
- 事務局 そこにつきましては、今の体系図の一つ目の○、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談はうちの普及啓発、こちらの方で一般の方でというふう

に思って取り組んでいくこととしております。

座長

以前の議論でも、主婦の方とかにどう伝えるのかとのご意見はありました。あとは能動的にやらないといけないのではないかという指摘もあって、具体的なことについては今後検討ということにしていましたね。ほかにご質問とかご意見とかございますでしょうか。

北海道弁護士会

今のところ、未成年者の普及啓発、そして学校教育等における指導の充実、対象はかなり近いと思います。これを分ける意味ですが、本来、未成年者の普及啓発と言っているところで、未成年者がアクセスしてくれるわけでもないの、どう融合していくのかということになるとと思いますが、この位置付けについてご説明いただければと思います。

事務局

国の基本計画におきましても、特に未成年者について啓発週間等に力を入れて、ギャンブル等依存症を発生させない取り組みを強化するべきだということを受けておりますので、まず未成年者については、一つ項目をはっきりさせていただこうと考えています。それから、学校教育につきましてはこれまでもたびたびご議論いただきましたけれども、文科省において、指導要領等が示されてございますので、これに基づいてしっかり、教育の方でしていただけるということですのでそれぞれ項目を別立てさせていただくということです。

座長

よろしいでしょうか。それでは他にご質問、ご確認したいところございましたら、はい。

北海道児童青年精神保健学会

北海道児童青年精神保健学会です。資料2の2ページ、一番上のギャンブル等の現状データについて、国に問い合わせさせていただいてありがとうございました。ここまでしていただけるとは思っていませんでした。ギャンブル等の現状データを詳しく載せることが必要と主張した理由だけ申し述べます。ギャンブル等依存症対策は非常に重要で精神保健にとって欠くことのできない重要な問題であることを国民と道民に分かっていただけると同時に、行政内部でも精神保健の担当部局の人は、この問題について認識されていますが、それ以外の部局の方々が、ギャンブル問題がなぜそんなに重要なのか、今取り組まなくてはならないのかを理解してもらうためには日本の環境がギャンブル問題に関して非常に劣悪な環境にあり、深刻であるということを計画の中で示すことが必要と思ったからです。日本のギャンブル依存症は、ギャンブル環境にあり、日本中にギャンブル機器がばらまかれており、ギャンブルをする機会があらゆる形であって、それから公営ギャンブルもネット販売をしていて、どこでもアクセスしやすいため、精神科に入院したギャンブル依存症の患者さんがスマホで馬券を

買うということも可能な状態が続いています。これを考えると、これからギャンブル等依存症が減るということはなかなか考えられなくて、どんどん出てくるだろうと思われます。そのために、このギャンブル等依存症に関して、対策をきちんと予算も含めて取り組まなければならない深刻な問題であるということです。当該部局以外の行政の人たちにも分かっていたいて、道民からもこの対策のために予算を使ったりすることに支持をしていただくのに、こういうことが非常に重要だと思ひます。また、報道の方も来ておられるし、いろいろな形でアピールできればと思ひます。ありがとうございました。

座長

貴重なご意見どうもありがとうございました。確かに依存症の発生論では現在のギャンブルが人を虜にしやすいいということもありますが、それを簡単に入手しやすい社会環境ということも発生論としては大事なことです。そのことがあまり触れられていない論文も多いです。この日本の現状で対策を協議する時は、現在の状況認識は重要だと思ひます。今回は資料では扱えても、計画そのものには書き込めないということもあったようですが、大変貴重なご意見だったと思ひますし、我々自身が認識して、今後の取り組みを行っていかねければと思ひます。他にご意見ありますでしょうか。

北海道弁護士
会連合会

先ほどのご説明の中で、学校教育の中では学習指導要領に基づいてという話がありました。これは趣旨の説明ですが、学習指導要領に従うという意味では、それ以上でも以下でもないという趣旨なんでしょうか。つまり、学習指導要領で定められているということであれば、そのまま書き写しただけ。それ以上の対策としての位置づけはどうかとといったところが、今ひとつ伝わりにくかった。学習指導要領に書いてあるのでそれで十分ですというご趣旨ということになるでしょうか。

座長

教育の方がいらっしゃるんで、基本的な考え方をお願いします。

北海道教育委
員会

学習指導要領そのものを教えるわけではありません。学習指導要領で日本全国すべての子ども達に、同じようなスタンスで方向性を示しているだけですので、そこに例えば地域の実情であることなどを教えていくことは可能です。ただ、大きく逸脱するようなことは教えられないということになります。

北海道弁護士
会連合会

私も文部科学省に確認しました。これは最低限のものを教える共通ルールで、今仰っていた逸脱というのは、その趣旨に反するようなことを加えてはならない。ただし、これを発展させるものを取り入れていくということは、禁止されているものではないということ、もちろんこれもあれも

と全部入れてしまえば、1年間で教える量を超えてしまうので、そういう意味ではできないものも当然あるということでした。そうすると、学習指導要領だけをやるという趣旨ではないということであれば、例えば指導要領の保健の科目ということになっているので、保健の科目の中でギャンブルの位置付けがどうなるのか。これは、他の科目じゃないですかといったことなど、色々あるとは思いますが、そうすると学習指導要領に定められているというだけで留まるのであれば、ここの対策としては、やはり物足りなさがあります。発展的なところをこの中に取り入れてこそ、この場で議論をし、指導要領を発展させたという位置付けが明確になるのではないかと思います。そういった観点から、ここに記載のある学習指導要領に基づいて行っておりますという形だけで終わるのは、物足りなく、未成年者に普及啓発とありましたけど、自発的に未成年者が学ぶ訳ではなく、学校教育という場が非常に重要になってくるのかなと思います。昨年3月にギャンブル等依存症対策のためのパンフレットが、教員向けに作られており、かなり充実していると思います。そういった内容を取り込むような視点も可能なのではないかなと思います。

座長 教育からご意見はありますか。

北海道教育委員会 今、ご発言があった資料は、教員向けの資料となっており、中身は本当に素晴らしいものです。学習指導要領の中では、ギャンブルだけではなく、依存症の怖さについて、高校生にしっかりと理解してもらうということで「ゲーム障害」、「アルコール」、「たばこ」、「薬物」そして「ギャンブル」がこの資料には全て網羅されていますので、今年、私たちが担当する全ての研修で先生方に配布し、説明をしています。もちろん、春に出た時には、全部の小中高全てに配布し、先生方に周知してくださいということも行っておりますので、この資料の伝え方等については、今後継続して行っていきます。

座長 結局、実施した内容についての骨格は学習指導要領ですが、実際、実施状況についてのデータはなかったんですね。そこがなかったために中々具体的な教育での計画が立てられなかった。そこは今後の課題ですよ。こういうものを使ってます。良い資料あります。ということでしたが、実際どのようにやったのかということについては、言ってみれば「やっていることになっています」ということになりそうですね。現場がどの程度リアクションしているかという部分については、資料としては今回発表できなかったもので、積極的に進めるというのは理念的なものですが、重要な課題と位置付けたと思っております。

他にご意見ありますか。

北海道児童青年精神保健学会

案の中身を少し超えるかもしれませんが、私たち、北海道児童青年精神保健学会では、子どもたちのギャンブル依存症の発展をどうにかして防止して、ギャンブルに手を染めたり、依存症になったりするのを止めたいと思っています。学校教育の現場というのは、生徒たちが実際に義務で来ますので、子どもたちの耳に入れるのにとっても重要な現場だと思います。かけがえのない現場だと思います。その充実に学校現場単独ではなく、専門家も加えて、子どもたちへのより良いギャンブル依存症対策、ギャンブル依存症の啓発や教育を考えていくというのはどうでしょうか。例えば、以前に講演会を開いた時に、定時制高校の先生が、定時制高校の生徒、18歳以上の方もいますが、そういう人が中心になって18歳以下の生徒を引き連れてパチンコに行ったりしている。随分沢山行っているの、このまま依存症になるのではないかと思いましたが、説教をした位では全くやめる兆しがないので、どうしたらいいのだろうかという質問が出たんですね。その時に出席していた経験のある精神科の方が、ただ話をしても、生徒に実感が湧かないし、自分はそんなことないと言うだけなので、もし可能であれば、例えばGAのメンバーさんに自分たちの体験を話してもらおう。どんな風に変な状態なのかということをお話してもらおうと、それを生徒が聞いて、生徒が新たに知ることがたくさんあるでしょうし、これはどうかそういうものに手を染めては行けないということなど、非常に強い影響を与えるものではないかという発言をしていました。どこかモデル校をつくって、ただ授業で知識を与えたものと、実際に話を聞いたものと、生徒からアンケートをとって生徒がどんなふう感じたかということと比較する。そういうことが有効だったかどうかを見て、また、それが有効であれば、モデル校を少し広げるとか、そういう生徒により有効な教育のあり方はあると思います。それを学校現場の先生たちに考えてくださいと言っても、負担は大きいばかりで、専門家と教育委員会とがタイアップして、生徒に対する教育の方法を検討するような組織などを作っていくというのはどうかと思います。意見です。

座長

かなり具体的な内容をもった提案に近いようなご意見がありました。記載としては、「学校教育における指導の充実」ということで、当初から、書いてありますけど、今までやってきたものをさらに良くするというのが充実と考えると、そういった手法なども今後検討していただくということですね。恐らく、この時点で具体的にそこまで記載するかどうかという判断では、今日は難しいと思います。指導の充実とはどういうものかということですね。例えば資料がそうですし、実際の実施回数とか、実施にあたって当事者の体験を入れるということであったり。そういうことが全ての学校ではできないにしても、そういうことをやって、その学校での評価をするなど、そういったことをやったらどうかという具体的な提案がこの会議の中であったということでの「指導の充実」というご理解をよろしくお

願いいたします。

他にご意見とかございますでしょうか。

消費生活センター

29 ページの体系図の中の発症予防の③不適切な誘引の防止のところに3つあって、関係事業者等となっていますが、文言の整理としては、1 ページ目の「2 計画の位置付け」の中に競馬等の公営競技やパチンコなどの事業者を関係事業者となっているのですが、この「等」というのは具体的にどこが入るのかということと、それから関係機関等と書いてありますが、ここには、実際にギャンブル等の事業者以外の市町村も含めて、全部がこの関係機関等の中に入るのかという文言の内容と、関係事業者等がいわゆるギャンブルを実施している事業者さんだとすると、自主的な取組になるので、やはり限界があるのかなと思います。営業を度外視して実施するとは考えにくいので、そうなる自主的な取組をしていただくことはもちろん素晴らしいことだとは思いますが、それ以上のものを、いわゆる事業者にギャンブル依存症の活性を抑制することによって、自分たちの事業にとって有益であるという事業者がいれば、そこに協力を大いに求めるといったことは必要ではないかと思えます。

そういった抑制に協力することによって、自分たちの利益になるといった事業者を想定しているのか、想定しているとしたらどこに入るのかを教えてくださいませんか。

座長

では事務局お願いします。

事務局

関係事業者等についてですが、関係事業者につきましては、本文の1 ページ目、計画の位置付けの中で、競馬等の公営競技やパチンコ等の事業者以下、関係事業者というふうに定義をしており、この箇所を引用しています。今、ご指摘のありました、事業者の自主的な取組から関係機関等がどのように連携をしていくかということについて、今回追加させていただいております。この構成機関を含めまして、我々が自主的な取組の内容について、情報共有し、有効なものであれば、例えば、それぞれの構成機関で相談対応される際に、アクセス制限などの依存症対策をやっているもので、使ってみたらどうかというようなことを周知するといったことや、もっと良い取組があるのではないかとといった意見交換をするとか、そういったことを進めていくという意味で項目を一つ掲げさせていただいているということです。

道立消費生活センター

具体的な連携の中身は今のご説明でわかりました。聞きたかったのは、自主的な取組というのは、ある程度限度があると思うので、一般の事業者の皆様とこの予防に協力をしたことによって、自分たちに有益になるような事業者さんをどこかに入れたほうが良いのではないかと、そういったもの

は、関係機関等の中に入っていないように思われるので、入っているのか、いないのかっていうことと、入っていないのであれば、そういったところにも連携していただくような働きかけをこの中に入れた方がいいのではないかと。

座長 具体的にそういう事業者とはどのようなものでしょうか。

道立消費生活センター 例えば、もう既に利用されていますが、既にギャンブルをしている事業者が、オフィシャルスポンサーとなってイメージアップに繋がっているのですが、例えば、プロスポーツでギャンブルに行くのではなく、ストレス発散や気分転換の場として、スポーツ観戦をするというところであれば、そういったところに例えばラジオで薬物依存に反対するなど協力をしているところがあります。ギャンブル依存症とならないためにという予防の活動をすることで、自分たちにメリットがあるという事業者に協力を求めたほうがいいのではないかとということを前提に、事業者が活動に協力したいといった場合はどこに入りますかということです。

座長 自発的にそういうギャンブルの不適切な誘因を抑制する需要があり、自分たちの企業も一緒に参加したいと言ってくれるようなところがあったら、それを扱う文言はどこにあるかということですかね。

事務局 これまでの議論の中で、そういった事業者について、具体的に検討しておりませんでしたので、今回この計画に盛り込むことは難しいかと思いません。

座長 ちょっとわかりにくかったので私も上手く取り上げられなかったかもしれないですね。

道立消費生活センター そのような関係や色々なところに協力した方がいいということは意見の中でも、具体的に出しています。資料2の7ページのセンターへの回答のところに、例えばATM（金融関係）であるとか、それからコンビニ、色々な場所等と入れていますけれども、前にも同じような意見を出したことがありますし、回答のところにも、各事業者との連携の中で、可能な取り組みを検討していきますと説明されているので、今話した意見は初めてではないと思うのですけれども。

事務局 資料2でお答えしているものにつきましては、もともと能動的啓発、取り組みということ、消費センターさんにご提案いただいておりますので、私どもとしては例えば、レジに広告を置いていただくことや、そうい

った事業者さんを今後募って、取り組みをしていくこととなりますが、今の時点では、具体的な事業所名や、それを行ったことのメリット、デメリットというようなことは、検討していませんでしたので、書くことは難しいかと思います。2つ目の22ページの本文の〇の関係機関等の連携、ここの「等」の中で、仮に今後、私たちのところで、例えばチラシを置いてくださいますよとか、道のリーフレットも積極的に配布しますよというようなところが出てまいりましたら、そこの「等」に含めたいと思います。

座長

事業者をこういう対策を進めていただいている機関として考えていくというのはその通りだと思います。不適切な誘因の防止のところは、逆に限定していて、不適切な誘因をどうやって抑制していくかというところの協議であったので、事業者任せのではなく、事業者自体が不適切な誘因と気付かずにやっている例などは論点会議でもありました。事業者自体が良かれと思って作ったポスターが実は不適切だということが、今回、ジャンブルのめり込み防止のために、高速道路の一時停止のモデのポスターが、再発を推奨するかのようなもので非常に日本全体で問題になりました。事業者は気付いていませんでした。これは厚労省も言っていました。そういう自主的な取り組みだけではなく、関係機関だからこそわかる知識や方策をフィードバックしながら、一緒に行うという項目でしたので、積極的なスポーツ企業が普及啓発に参画の可能性があるということが、先ほど話題になってよかったなと思っております。そのようなことで、自主的な取り組みに任せて、不適切な誘因にならないような趣旨でやってもらったらいいと思います。

北海道児童青年
精神保健学会

確認とそれから参考意見です。不適切な誘因の防止の目標の関係機関、関係事業者等と連携し、今の黄色のところ関係機関との連携で、不適切な誘因防止の取組を推進しますとありますが、この連携する人は行政で間違いないですか。関係機関や関係事業者と、誰が連携して、誰が取り組みを推進するのは、主体は道でいいですね。

事務局

ここは私たち構成機関全員をイメージしております。行政だけではありません。

北海道児童青年
精神保健学会

わかりました。連携したり推進したりする主体が大切だと思ったので、確認しました。それからこの不適切な誘因の中の広告に関して、他の国ではどんなふうにされてるか少し説明します。子供たち、未成年の人達はその広告を目にすることを最小化するようにしていろんな制限が加えられています。テレビなど含め子供たちが目にする時間帯にそのジャンブル関係の産業の宣伝が入らないようにする。中央競馬やモーターボートレースなどの広告が日本では入っていますが、そういうことは基本的に禁止する

形で動いています。それから先ほどプロスポーツのお話が出ましたが、それはそういう取り組みが良いかと思うのですが、プロスポーツのスポンサーにギャンブル産業がなることは禁止している国が多いです。それは、ギャンブル産業が興味を持ってもらうためにロゴを入れたりすることで、サッカーやラグビーなど子供たちも観るスポーツコンテンツでギャンブルの存在を目にしてしまうからです。だから、ギャンブル産業がプロスポーツのスポンサーであること自体がイギリスでは禁止されています。日本では、そのような広告が全部野放しになっています。一つも禁止していないし、大丈夫かという検討もせずに全部許されています。この不適切な誘因の防止をきちんと行うとすると、今許されていても、それは大丈夫だろうかとか、少なくとも関係事業者の自主的な取り組みの中に組み入れてもらう。提言したりすることも大事ですので、それで連携や推進をしたいと思えます。

座長 はい。貴重なご発言どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは、まだ説明が残っておりますので、もうお一人、どうぞ。

北海道精神科
病院協会 話を聞いていて疑問を感じたので、皆さんに疑問を投げかけたいと思います。果たして健全なギャンブルはあるのかということです。企業側の人は健全なギャンブルがあるという考え方。もう片方でギャンブルは一切健全ではないという考え方もあると思うのですよね。その辺の議論がないまま話を進めても、なかなか難しい面があるかと思えます。国は健全なギャンブルもあるという形で一部認めているけれども、危険もあるから公営で行ったり、パチンコ・スロットは、曖昧な形で処理しているということで、果たしてギャンブルとは何なのか、総論的な話ですが、考えなければいけないように私は思います。キャッチコピーも大事だと思いますね。私がもし作るとしたら、「ギャンブルで借金していませんか」という、この一行をいろんなところに出すと、それだけで色んな意味を持つような気が私はします。以上です。

座長 ギャンブルの行政や国としての考え方は、今、先生からご指摘があったとおり、片方で、賭博罪というギャンブルの有害性について、はっきりと認識したものがあがりながら、他方では今後の産業展開で、カジノを含むIRが重要だという現在の政治を担当する人たちの見解があるという矛盾した状況ですので、そういった議論については一つには、なかなか統一されない現状の中で議論しているということだと思います。他にご意見がなければ、ここですぐしたいことがなければ次の資料の説明をお願いします。

事務局 **【資料3に基づき事務局から説明】**

座長	まだ未定稿ということですが、概要のご説明をしました。何か気付かれた点がありましたら、どうぞご意見ください。
北海道精神科 病院協会	32 ページでギャンブル障害と書いてあるもののスペルのミスをチェックさせていただきたい。n でなく m だと思います。パソコンはチェックしてくれなかったんですかね。
青十字サマリ ヤ会	サマリヤ会ですが、34 ページの下の 6、回復施設というところですがけれども、道内にあるすべての回復施設は障害者総合支援法の基で活動しており、他のところもいろんな法を根拠として活動されてると書いてあるので、「回復施設は障害者総合支援法の基で」ということで書いていただければ助かります。
座長	<p>北海道の施設は全部、障害者総合支援法というふうに明言して構わないということですね。ご指摘ありがとうございます。ほかに自分のところで関係することも含め、何かありましたらどうぞ。</p> <p>或いは既にある資料で新しく文言を起こしたり作ったりすることはできませんが、関連事項としてここに追加した方がいいというようなご意見がありましたら、まだ対応は可能かと思いますが、大丈夫でしょうか。ある程度、幅広く資料は用意されているかと思います。</p>
北海道児童青年 精神保健学会	公営競馬に関して、売り上げと、払い戻しの関係を資料につけていただいてありがとうございます。パチンコ・パチスロに関して、機械の台数と店舗数を書いています。この払い戻しその他に関しては税の関係から資料を得られないとわかりました。ただ、その売上金の方は、白書か何かに出ているかと思います。それがあればギャンブル等依存症対策推進計画の 6 ページの補助資料で、載せられるわけですね。
座長	パチンコと遊技の総売り上げみたいなのは、レジャー白書の中で出ていますね。最近チェックしてないけど、従前は、レジャー白書見れば、総額だけは出てきます。
北海道児童青年 精神保健学会	これは事務局でまた検討していただいて構わない。
座長	ちなみに昔、私が自分の本を書いたときはレジャー白書の額と医療費を比較して日本の医療費がレジャー白書に出ている額とほとんど同じになっていると書いた覚えがあります。おそらく今も載っているかもしれません。

北海道児童青年 精神保健学会	<p>それだけ与える側の国民のギャンブルの支出が読めると思うんですね。今、中央競馬で売得金が2兆8000億円で、払い戻しが2兆1000億円です。75%払い戻し、25%が損失。1万円払うと7,500円戻ってきて、2,500円の損失ですね。そうすると中央競馬に対するギャンブラーの損失は年間トータルで7000億円弱となります。パチンコ・パチスロが依存症の主な原因である理由は、パチンコ・パチスロは売上金が20兆円で、だいたいギャンブルは払い戻しが70%くらいだと思いますね。そして、30%くらいが支出になるので、6兆円がパチンコに対する支出になります。つまり、公営競馬は7000億円弱なのに対して、6兆円と桁違いな額の支出となります。これが、パチンコ・パチスロがギャンブル依存症の主な競技項目になっている理由だと思います。関心のある国民もいますし、比率からギャンブルの支出も計算できるので差し支えなければ載せていただきたいと思います。</p>
座長	<p>出典は、多く見られている資料で、簡単に表現されているものがあれば、それで対応するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見等ございませんでしょうか。いろいろありましたけれども、最後の会議ですから、今後に向けてご意見等あればお願いします。よろしいですか。</p>
札幌司法書士 会	<p>札幌司法書士会です。重点目標のところを伺いたいと思います。推進計画案の17ページです。重点目標ということで必ずやるというようなことだと思うんですけども、最後の①、②のところではフォーラム等への参加者延べ人数とあと研修会参加事業所数というのがありますので、おそらくフォーラムを行ったり、研修会を行うということだと思いますが、年に何回ぐらいあって、それでどういったことをやるのかということ、予想で構わないので、伺いたいと思います。</p>
座長	<p>どうでしょうか。予算に関係される部分については、常々発言を抑えてきた事務局ではありますが、どのような。</p>
事務局	<p>まず、①のフォーラム等への参加者延べ数につきまして、今年の参加者数記載というふうにしてございます。最後の6回目が2月13日北見で開催されまして、その参加者数を記載したいと思っておりますけれども、今年度6回できましたので、同程度以上は、なんとか実施をしたいというふうに思っております。申し訳ありません、いろいろ差しさわりもございまして、ここには記載できないことをご了解ください。</p>
座長	<p>一応予定していた説明が終わりまして、そろそろ協議の締めに向かっておりますけれども、今のようにぜひここで一言確認したいというご意見は</p>

ありませんか。

北海道弁護士
会

17 ページのギャンブル等依存症は「自己責任ではなく」というふうに明確になったということは非常に素晴らしいかなと思います。私が非常に危惧しているところがございます、道議会各会派に弁護士会で参ったことがありました。その際、1つの特定の会派がとにかく自己責任であると、非常に強調されておりました。1番大きな会派です。というところで、この文言が入ったことで道議会に報告されました。これが削られてしまったら、逆にさらに問題になるので、ここは絶対に維持していただきたいなと思っております。以上です。

座長

今回はエールを送られたわけですね。他に発言ありませんでしょうか。事業者の方はだいぶ、居づらい時間帯もあったかと思いますが、大丈夫ですか。

札幌方面遊技
事業協同組合

大丈夫です。

座長

他になれば、今日も出ました文言等の調整などを必要とする部分については、私も協力して取りまとめさせていただきたいと思っております。以上で他にご意見なければ、私の方から最後に一言、閉会についてお話をさせていただきます。

まず今回、会議の経過についてはいろいろご不満もあったかと思っております。IR 問題の進捗と、関係する道議会の議論ということの影響もあって、十分な期間が確保できないまま、議論は進んでいったということは、少し残念なことであります。ただ、道議会の審議に対応する要請に合わせた時期での一定程度の見解の取りまとめをしたということは、道議会での議論の深まりを持ってもらうためには必要だったかなというふうに思っております。それから計画の具体的なものを展望する財政基盤ということについて、何度かご質問ありましたけど、明確でない中でのご答弁だったので、十分な印象を持たれていないということもあるかと思っておりますが、それも今回の限界の一つではありました。また、IR 問題との関係など、一時難しい議論もありましたけれども、IR 問題自体が、また別の検討としてなされるので、私たちはすべてのギャンブル等依存症の問題をここで議論するというので、整理したかと思っております。実際に IR 等のカジノでどんなことがどうなされるべきかという依存症対策がどんなのかということについては、今国会で問題として取り上げられているところでもあります。今後、IR の問題が北海道でどうなるのか、今回は実施しないということですので、私たちの依存症対策の計画については、支障なく実施されていけると思っております。そういう業務の期間や財政の問題の不足や、それから実

際に論議した時の研究者の研究報告の不足、それから臨床的な専門家の数も少ないため、計画を具体的にするときのデータが不足しているという中で議論で、困難もありましたけれども、急遽、当事者や関係者そして医療関係者からの調査を北海道独自に行ったことで、リアルな検討ができたのではないかと考えております。これについては国の担当者からも、北海道は独自の調査したことについて、私は個人的にお会いした機会では非常に評価をされて、参考にしたいというご意見をいただいています。具体的な方策の内容でございますけれども、一次予防の対策については、発生予防が今後の重要な課題であるという認識を共有できた審議の経過であったと思います。ただし、実際は現状行われている普及啓発や保健教育の教育内容については、まだまだギャンブルそのものが持つ危険性や、或いは年齢制限の法的な根拠だとかの内容は不足しています。過度なギャンブルが依存症をつくるのが自己責任であるかのように述べられてしまっているけれども、実際は、今の社会環境であれば、誰もがなり得る疾患の一つだということを改めて確認できる議事が行われたというふうに思っています。現状まだ、この未成年者や学生に対する普及啓発或いは学校教育の実施状況のデータはありませんでしたので、具体的な計画策定の充実の具体的なものは、今回、まだ議論の途上になっています。今後、そういったことについて建設的に議論して、北海道から新たなギャンブル依存症者を発生させないぐらいの意気込みで、未成年者・学生等に対する普及啓発、一次予防対策をしていく必要があると思います。また、不適切な誘因でありますけれども、国のレベルでは十分な議論がまだできていないとは思っています。北海道でも、まだまだ具体的にどのようなことが不適切な誘因であるかということについては、今回、委員の先生からたくさんの意見が出ました。宣伝活動の危険性は、今日の議論でも欧米のギャンブル対策の先進国においては、青少年の目にする時間帯の広告は制限するなど、アルコール依存症対策でとられているような方策がすでに取り組みされているというふうな意見を述べました。この辺については国の議論よりも進んだ議論をしたのではないかというような印象もあります。しかしながら、不適切な誘因への取り組みの具体的な方策については、今後の検討課題だと思います。それから二次予防策については、他県にはない取り組みとして今回、当事者、家族の実態調査をできたことで、非常にリアルな議論はできたと思いますけれども、今後の施策展開において、実際、どのような方策を組むのかということについては、この分野はマンパワーも経済的な基盤も必要になってきます。医療や一次相談等の連携の充実を図るとしたら、これについては今回、まだ十分な具体的な新たな施策の議論はできなかった。ただ、関係機関の提携を、地方でも、連携の協力体制を作ることですので、その中から、例えば、地方と札幌圏との間の医療のニーズに答える、札幌圏では受診できるけども地方ではできないなどの課題が今後、地域の連携協力会議等の中で出てくる可能性もあると思います。

で、そういった地域における連携協力体制の構築から新たな二次予防の対策を考えていく必要があるかと思えます。それから三次予防対策では、当事者、それから家族の自助グループ等が、どのように我々が外側から応援すれば、社会復帰・社会参加を進める活動ができるのかということについて、当事者としての意見を尊重して、新たな取り組みをなすべきというような意見がございました。今後そういったものを実際に調査を重ねて検討できればというふうに思えます。それから、今後の体制でございませけれども、今回の議論の中で、施策や議論が不足した施策体系ということもありまして、毎年のようにもっと議論すべきだという意見をいただきました。私自身も今回の計画は、この依存症対策のキックオフというようなものだと思っています。今回またこの会議の中で、毎年度、実績を把握し、フィードバックして、新たな実施ということを検討していくような継続的な協議、体制づくりということが確認されたように思えます。事務局の方で、今後もこういった計画を推進する会議の体制を作っていただきたいなということをおもっております。

以上、今回の対策会議を終えるにあたって、私の座長としての所感を述べさせていただきました。早速、来年度から未成年の使えるリーフレットの検討などもやっていくこととなりますから、この委員会の中からそういったことの作業部会などの委員や小グループを作って活用していただきたいと思いますというふうに事務局をお願いしていきたく思います。以上で、今日の審議を終わりとさせていただいてよろしいでしょうか。では、議事の方は、これで終わりいたします。では事務局の方をお願いいたします。

事務局

本日の議論、本当にありがとうございました。閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思えます。この会議、昨年3月に第1回目の会議開催以降、本日第7回目となります。この間、当事者団体の方々をはじめ、ギャンブル依存症の治療等に関わる方、また相談支援に関わっている皆様、実際の事業者の方々にも参加をいただきまして、これまで協議をしていただきましたことに関して、この場を持ちまして厚くお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。皆様のご意見を受けまして、今座長の方からもお話があったとおり、道独自の実態調査を実施させていただきまして、今般、まとめた道のギャンブル等依存症対策の推進計画に反映をさせていただきましたことについては、大きな意義があったというふうに我々も考えているところであります。今後成案となりましたら、このお集まりの関係者含め、関係機関と連携をいたしまして、時代を担う未成年からギャンブル依存症を新たに発症させない。また、依存症に悩む方を1人でも少なくしていくということに向けて、具体的な取り組みを実行いたしまして、地域で安心して生活していただけるように、各種施策を展開していきたくと、そうすることが大変重要だろうというふ

うに、改めて認識をしているところであります。計画策定については今回のこの審議で終了となりますが、本会議におきましては、次年度以降も、この計画に掲げました目標の達成状況や、施策の推進状況といったものを評価していただきまして、道内のさらなる依存症対策の推進に向けて、引き続き重要な役割を皆さんに担っていただきたいというふうに考えているところであります。また、取組の効果的な実施方法について、具体的な部分は、ぜひご意見をいただく機会などを設けまして、進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様には、ギャンブル等依存症対策の推進に当たりまして、深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思っております。最後に改めまして、皆様方には、貴重なご意見をいただきましたこと、また、今年度のセミナー等の開催にも快くご協力いただきましたこと、それに対しまして感謝を申し上げますとともに、この会議をまとめていただいた座長の田辺先生には大変なご尽力いただきましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局

ここまでの議事進行田辺先生ありがとうございました。そして、ご出席をいただきました皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。なお、先ほどもお伝えをいたしましたけれども、本日、説明した計画案は、今回、皆様からいただいたご意見を座長と協議の上、修正をし、2月26日の道議会前日委員会に計画案として報告し、了承を得て成案となる予定です。今年度開催する推進会議につきましては、今回の会議をもって終了とさせていただきます。なお、次年度におきましても計画の推進状況の把握等と、見直しのため、年1～2回の開催を予定しておりますので、引き続きご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。それから冒頭申し上げましたけれども、資料4別冊の資料編こちらにつきましては、回収をさせていただきますので、お手数ですが、机の方に置いたままお帰りいただけますようよろしくお願いいたします。本当に皆様ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。